

保健だより

「インフルエンザ」の出席停止期間

インフルエンザによる出席停止期間は、学校保健安全法施行規則の改正（平成24年4月1日施行）により、変更されました。

「インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」（学校保健安全法施行規則19条）

発症後5日を経過していないので

例 発症後2日目に解熱した場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校不可	登校可能

例 発症後4日目に解熱した場合

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従って、感染力が弱くなるまで自宅療養し、学校でのインフルエンザのまん延を防ぐことを心がけましょう。

インフルエンザにかかったら

病院で、「インフルエンザです」と診断されたら学校に連絡して下さい。出席停止の扱いとなります。医師により登校許可が出たら、HPから [治癒証明書（インフルエンザによる）](#) を印刷し、保護者により記入して、登校時に担任に提出して下さい。この証明書がなければ出席できません。